

# 課税事務共同化の検討状況

平成23年2月  
京都地方税機構

## I 法人関係税課税事務共同化

### 1 業務の分担

- (1) 地方税機構が行う業務  
納税者への申告案内（申告書、納付書等の送付）  
申告書、各種届出の受付及び課税情報（申告、更正決定等）の電算入力  
更正決定等に係る調査、及び税額算出  
税務署、外形法人等調査
- (2) 構成団体が行う業務  
意思決定（調定決議、更正・決定決議、減免決議、不服申立裁決 等）  
収納業務（収納管理、還付充当、納税証明 等）

### 2 地方税機構の体制

職員 … 31名体制（構成団体から派遣（府29名、市町村2名））  
アウトソーシング等 … 申告書等の送付、受付、入力業務  
組織 … 事務局に、（仮称）申告センター及び（仮称）法人税課を設置

### 3 経費及び分担方法

経費 … 約4億円（現行構成団体経費：約5億円（推計））  
分担の方法  
・府及び市町村の独自経費は、それぞれで負担  
・府と市町村とは、業務量を基本に按分  
・市町村負担分は、基本負担額、人口割額、調定件数割額、調定金額割額で分担

### 4 今後の予定

平成23年6月 … 各構成団体での規約変更議案上程  
平成23年8月 … 総務大臣許可  
                  … データ移行、システムテスト  
平成24年2月 … プレ申告書作成、発送  
平成24年4月 … 本格業務開始

## II その他の税目の検討方針

### 1 共同化する事務の範囲

府税、市町村税の全ての税目について、課税資料の収集、税額算出、納税通知書作成等の事務作業を機構で処理  
賦課決定、価格決定、減免決定、不服申立の裁決等課税権者の判断行為は構成団体

### 2 共同処理の基本方針

地方税の公平公正を確保し、納税者の利便性向上を図る。  
機構職員は、調査等の専門性の高い業務に従事し、補助業務は可能な限りアウトソーサーを活用  
府税、市町村税で課税対象（法人、個人所得等）を共通にする税目は、府、市町村（共同利用型）受付システムを統合  
事務の標準化及びシステムの整備を進め、機構での事務処理範囲を段階的に拡大  
現在、個人住民税、固定資産税（償却資産）、軽自動車税について検討中であり、他の税目についても鋭意検討を進める。